

日本籍船舶の操練に関する事項

改正規則等

安全設備規則
安全設備規則検査要領

改正事項

日本籍船舶の操練に関する事項

改正理由

非常時の訓練及び操練について規定する SOLAS 条約第 III 章第 19 規則においては、防火操練、救命艇操練並びに閉囲区域への立入り及び救助の操練の実施及びその内容について航海日誌に記録しなければならない旨規定されている。本会は当該記録を安全設備の定期的検査時に確認している。

一方、日本籍船舶においては、防火操練、救命艇操練並びに閉囲区域への立入り及び救助の操練に加えて、非常の場合のために必要な操練として、防水操練、非常操舵操練等が実施されており、これらの操練についても航海日誌に記録が求められている。

今般、国土交通省の取扱いに合わせるべく、関連規定を改めた。

改正内容

日本籍船舶において、非常の場合のために必要な操練として要求されている防水操練、非常操舵操練等の航海日誌の記録について、定期的検査時に確認する旨改めた。